

入 札 説 明 書

(難工事施工実績評価方式)

根釧東部森林管理署の金山薫別林道ほか維持修繕工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

本工事は、電子契約システム試行対象案件である。

1. 公告日：令和8年7月10日

2. 分任支出負担行為担当官

根釧東部森林管理署長 林 裕之

北海道標津郡標津町南2条西2丁目1番16号

3. 工事概要等

本工事を難工事に指定する。

本工事は、現場閉所による週休2日の試行工事（受注者希望方式）である。詳細については、特記仕様書によるものとする。

本工事は、受発注者間の情報共有システムの活用工事である。

本工事は、工事における省力化を図るため、受注者の希望により省力化建設機械（チルトローテータ）を用いた施工を実施する省力化建設機械（チルトローテータ）試行工事の対象工事である。

(1) 工 事 名 金山薫別林道ほか維持修繕工事

(2) 工事場所 標津郡標津町ほか

(3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。

(4) 工 期 契約締結日の翌日から令和8年11月6日まで

(5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(6) 本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和8年9月11日まで余裕期間を見込んだ工事である。

なお、余裕期間の技術者の配置は要しないものとする。

また、余裕期間内に、施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手できるものとする。

(7) 主任技術者の専任に係る取扱いについては、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が直線距離で10km程度又は移動時間60分程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令第27条第2項により、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができるものとする。

なお、この場合において、同一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。ただし、監理技術者には適用しない。

(8) 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

(9) その他

① 本工事の入札に係る競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）等の提

出、入札等は、電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

この申請の窓口及び受付時間は次のとおりである。

- ・受付窓口：根釧東部森林管理署 総務グループ（経理担当）

北海道標津郡標津町南2条西2丁目1番16号

電話：050-3160-6675

- ・受付時間：9時00分から17時00分までとする。ただし、行政機関の休日に
関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政
機関の休日（以下「休日」という。）を除く。

- ② 電子入札システムで利用できるICカードは、一般競争（指名競争）参加資格審査申請を行い承認された競争参加有資格者名で取得したICカードであって、農林水産省電子入札システムにおいて利用者登録を行ったものに限る。

4. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和7・8年度の北海道森林管理局における土木一式工事に係るB等級、C等級又はD等級の一般競争参加資格の認定を受けている者、または北海道森林管理局の建設工事の（とび・土工・コンクリート工事）に登録されている者（会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 平成23年4月1日から令和8年3月31日までの15年間に、元請けとして、以下に示す契約金額500万円（消費税込み）以上（路体強化工は契約金額に制限なし。）の同種工事を施工した実績を有すること（経常建設共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が20%以上である構成員に限り、当該実績を当該構成員の実績として認める。）。

なお、当該実績が森林管理局長等（林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長をいう。以下同じ。）が発注した工事で平成17年4月1日以降に完成したものに係る実績である場合にあつては、「林野庁工事成績評定要領」（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）第4の3に規定する工事成績評定表の評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは、実績として認められない。

経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有することとし、構成員のうち実績の一番高いものについて評価する。

同種工事：森林土木工事（治山事業における溪間工事・山腹工事、林道規程の構造・規格に準ずる保安林管理道もしくは作業道の新設、維持修繕工事、林道事業における新設、改良、災害復旧工事、特殊修繕、維持修繕工事）

- (5) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき当該工事に配置できること。

ただし、建設業法第 26 条第 3 項に規定する工事については、専任で配置できること。また、建設業法第 26 条第 2 項に規定する工事については、専任の監理技術者を配置できること。

なお、監理技術者にあつては、監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、次に掲げる④を除く基準をすべて満たす者を当該工事現場に専任で配置する場合は、2 現場を限度として兼務できることとする。

また本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任の配置は要しない。

- ① 1 級土木施工管理技士又は 2 級土木施工管理技士もしくはこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

ア 1 級建設機械施工技士又は 2 級建設機械施工技士の資格を有する者

イ 技術士の資格を有する者（技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 3 2 条第 1 項の規定による第二次試験のうち、技術部門を森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」、農業－農業農村工学」又は「森林－森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者に限る。）

ウ ア又はイと同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定した者

エ ア～ウに該当しない者であっても、主任（監理）技術者の下で行った「工程管理」、「出来形管理」、「品質管理」及び「安全管理」のうち、いずれか 2 以上の職務の実績がある場合については、本工事に限り、「これと同等以上の資格を有する者」としてみなすものとする。実績を証明する書類として、施工体制図等を競争参加資格確認資料に添付すること。

- ② 1 人以上の者が(4)に掲げる工事の経験を有する者であること（経常建設共同企業体が施工した(4)に掲げる工事を経験した者にあつては、出資比率が 20%以上である構成員に所属する者に限り、当該経験を当該者の経験として認める。）。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 者以上の主任（監理）技術者が①の基準及び(4)の条件を満たしていればよい。この場合における評価については、専任の主任（監理）技術者となる者について行う。

- ③ 当該工事を受注した場合において、主任技術者又は監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者との直接的かつ恒常的な雇用関係が資料受付日以前に 3 ヶ月以上あること。

- ④ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは以下の者をいう。

- ・平成 16 年 2 月 29 日以前に交付を受けた「監理技術者資格者証」を所持する者
- ・平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者講習を受講し、平成 16 年 3 月 1 日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者であつて、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」を所持する者

- (6) 申請書及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知。以下「工事請負指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 北海道森林管理局管内の森林管理（支）署長が発注した同種工事のうち、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、評定点の平均が 65 点以上であること。
- (8) 3. に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- ① 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (10) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、北海道森林管理局管内（北海道内）に所在すること。
また、経常建設共同企業体として申請書及び資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 以下の届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

5. 設計業務等の受託者等

- (1) 4. (8) の「3. に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
・該当無し
- (2) 4. (8) の「当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
- ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。ただし、緑の守り手認定事業者制度により認定された事業者（シルバー以上）は、認定証及び承認書の写しの提出をもって、上記 4 (4)、(7) に係る確認資料を省略できるものとする。

4. (2) の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4. (1) 及び(3) から(12) までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて 4. (2) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて 4. (2) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限内に申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

申請書及び資料の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式の場合は持参すること。

【電子入札システムによる提出の場合】

- ① 提出期間：令和 8 年 7 月 13 日から令和 8 年 7 月 27 日まで。
休日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分まで。

- ② 提出方法：

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「競争参加資格確認申請書」（様式 1）、「競争参加資格確認資料」（表紙 1 並びに様式 2、3、4-①、4-②）をそれぞれ添付し提出すること。ただし、申請書及び資料のファイルの合計容量が 10MB を超える場合には、原則として電子メール（電子メールの送信容量は、1 通につき 7MB 以内とする。以下同じ。）で提出すること（提出期限必着）。この場合、必要書類の一式を電子メールで送付するものとし、下記の内容を記載した書面（様式自由）を電子入札システムより、申請書及び資料として送信すること。

ア 電子メールで提出する旨の表示

イ 書類の目録

ウ 書類のページ数

エ 送信年月日、会社名、担当者名及び電話番号

電子メールの送付先は次のとおりとする。

根釧東部森林管理署 総務グループ（経理担当）

電話：050-3160-6675

メールアドレス：h_konsentobu@maff.go.jp

- ③ ファイル形式：

電子入札システムにより提出する申請書及び資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel
- ・その他のアプリケーション PDF ファイル
- ・画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- ・圧縮ファイル ZIP 形式

【紙入札方式による提出の場合】

- ① 受付期間：令和 8 年 7 月 13 日から令和 8 年 7 月 27 日まで。
9 時 00 分から 17 時 00 分までとする。（休日を除く。）
- ② 受付場所：〒086-1652 北海道標津郡標津町南 2 条西 2 丁目 1 番 1 6 号
根釧東部森林管理署 総務グループ（経理担当）

(2) 申請書は、様式 1 により作成すること。

(3) 資料は、様式 2、3、4-①、4-②とし、様式ごとに示す作成要領に従い作成すること。ただし、緑の守り手認定事業者制度により認定された事業者（シルバー以上）は、様式 2 に係る確認資料を省略できるものとする。

なお、様式 3 に記載する「配置予定技術者」が実際の工事に当たって配置できないこととなった場合は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、主任技術者及び監理技術者を変更（16 で後述）できるものとする。

(4) 資料の作成説明会

資料の作成説明会については、原則として実施しない。

(5) (1)の期間内に資料の提出がない場合（必要書類の未提出等も含む）又は資料の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。なお、記載内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとし、抽象的内容（丁寧に施工する等）の記載は認めない。

(6) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については令和 8 年 7 月 31 日までに通知する。通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(7) 資料の内容のヒアリング

資料の内容のヒアリングについては、原則として実施しない。

(8) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限後における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定技術者の変更に關し、やむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

(9) 上記 4（12）競争参加資格①から③までの届出をしているか否かを確認するため、総合評定通知書（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 21 条の 4 に規定するもので、申請日直近のもの）の写し等を提出すること。

7. 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式自由）により説明を求めることができる。

① 提出期限：令和 8 年 8 月 12 日 17 時 00 分

② 提出先：根釧東部森林管理署 総務グループ（経理担当）

電話：050-3160-6675

メールアドレス：h_konsentobu@maff.go.jp

③ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着）。

(2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和8年8月17日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(3) (1)の理由の説明を求める書面及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

① 閲覧期間：令和8年8月18日から令和8年9月17日まで

② 方法：インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/konsentobu/situmon_kaitou.html

(4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面（様式自由）により再苦情を申し立てることができる。

① 提出期限：(2)の回答書を受け取った日から7日（休日を除く。）以内

② 提出先：(1)の②に同じ。

③ 提出方法：原則として電子メールによる。（提出期限必着）。

(5) 再苦情の申立てについては、北海道森林管理局入札監視委員会で審議する。

(6) 分任支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、次の内容を書面により回答する。

① 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由

② 申立てが認められるときは、分任支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要

8. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

① 受領期間：令和8年7月13日から令和8年8月10日まで

② 提出先：根釧東部森林管理署 総務グループ（経理担当）

電話：050-3160-6675

メールアドレス：h_konsentobu@maff.go.jp

③ 提出方法：原則として電子メールによる。（様式自由）

(2) (1)の質問に対する回答は、令和8年8月17日までに適宜、北海道森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。

https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/ippan_konsentobu.html

9. 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 電子入札システムによる場合

入札開始日時 令和8年8月13日9時00分

入札締切日時 令和8年8月18日10時00分

(2) 持参による入札の場合は、令和 8 年 8 月 18 日 10 時 00 分に根釧東部森林管理署会議室へ持参の上、入札すること。この場合、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

(3) 開札は、令和 8 年 8 月 18 日 10 時 00 分に根釧東部森林管理署会議室にて行う。

10. 入札方法等

(1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は入札書は紙により封緘のうえ、商号又は名称、住所、あて名及び工事名を記載し持参することとし、郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

11. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：納付(保管金の取扱店 日本銀行根室代理店)。

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

① 利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行札幌東代理店)

② 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証会社をいう。）の保証(取扱官庁 根釧東部森林管理署)

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 以上とする。

なお、電子証書等（電磁的記録により発行された保証証書等をいう。）を利用する際は、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。

12. 工事費内訳書の提出

(1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。

工事費内訳書は、様式自由とするが、数量、単価及び金額については、必ず記載すること。

また、材料費、労務費並びに法定福利費（建設工事に従事する労働者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号）第 10 条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 2 条第 5 項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金について、工事費内訳書に明記すること。

① 電子入札方式の場合

ア 提出方法

工事費内訳書をウに示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに添付し、入札書とともに送信すること。ただし、工事費内訳書のファイルの容量が 10MB を超える場合には、次のイによること。

イ 電子メールについて

工事費内訳書のファイルの容量が 10MB を超える場合には、工事費内訳書についてのみ原則として電子メールで提出すること（提出期限必着）。この場合には、工事費内訳書の一式を電子メールで送付するものとし、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面（様式自由）を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

(ア) 電子メールで提出する旨の表示

(イ) 書類の目録

(ウ) 書類のページ数

(エ) 送信年月日、会社名、担当者名及び電話番号

提出先は次のとおりとする。

根釧東部森林管理署 総務グループ（経理担当）

電話：050-3160-6675

メールアドレス：h_konsentobu@maff.go.jp

ウ ファイル形式

電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、以下のいずれかの形式で作成し、入札書添付欄に添付するものとする。

- ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel
- ・その他のアプリケーション PDF ファイル
- ・画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- ・圧縮ファイル ZIP 形式

② 紙入札方式での場合

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

(2) 入札参加者は、商号又は名称、住所、あて名及び工事名を記載し、記名を行った工事費内訳書を提出すること。なお、提出された工事費内訳書について、分任支出負担行為担当官が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、別表各項に掲げる場合に該当するものについては、北海道森林管理局競争契約入札心得第 7 条第 11 号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札は無効とする。

(3) 談合があると疑うに足る事実があると認められた場合には、必要に応じ、工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

13. 開札

開札は、電子入札システムにより、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

紙入札方式による場合にあつては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

14. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊現場説明書、入札説明書及び入札者注意書において示した

条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には落札決定を取り消す。

上記の場合には、「工事請負契約指名停止等措置要領」第1第1項の規定に基づく指名停止若しくは第10の規定に基づく書面又は口頭での警告又は注意の喚起を行うことがある。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に於いて4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

15. 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当と認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

- (2) 予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、17.に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとし、調査の対象となる者はこれに協力しなければならない。

16. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、「工事实績情報システム（CORINS）」等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を解除することがある。

なお、実際の施工にあたって、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合であって下記のいずれかに該当するときは、発注者との協議により、配置する主任技術者及び監理技術者を変更できるものとする。

- (1) 病休、退職、死亡、その他の分任支出負担行為担当官が認める事由による場合。
- (2) 受注者の責によらない理由により工事の中止がなされ、又は工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長された場合。
- (3) 工場から工場以外の場所へ工事の現場が移行する時点（橋梁等工場製作を含む工事の場合）。
- (4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合（大規模な工事の場合）。

いずれの場合であっても、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、配置する主任技術者及び監理技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験であって、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

17. 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回る価格による入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者からの事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

18. 契約書作成の可否等

本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象工事である。

電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、紙契約方式承諾願【任意様式：別紙記載例あり】を提出しなければならない。

電子契約システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更する場合がある。

紙契約方式に当たって使用する契約書は、別冊契約書案により契約書を作成し、（落札者が決定したときは、遅滞なく7日を目安として分任支出負担行為担当官が定める期日までとする。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。）契約書の取りかわしをするものとする。

19. 支払条件

① 前金払 有（※請負代金額が300万円未満の場合は対象とならない）

② 中間前金払及び部分払 中間前金払 無
部分払 無

ただし、低入札価格調査を受けた場合にあっては、契約保証金及び受注者の解除権行使に伴う違約金の額については、国有林野事業工事請負契約約款（「国有林野事業の工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年11月28日付け7林野管第161号林野庁長官通知）別添2の国有林野事業工事請負約款をいう。以下同じ。）第4条第2項中「10分の1」を「10分の3」に、第4項中「10分の1」を「10分の3」に、第46条第2項中「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。

また、この場合において、前金払については、国有林野事業工事請負契約約款第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に、読み替えるものとする。

③ 前払金の保証証書の電子化

前払金の保証に係る保証証書の寄託については、原則として、受注者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書（電磁的記録により発行された保証証書をいう。以下同じ。）を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する。

20. 関連情報を入手するための照会窓口

〒086-1652 北海道標津郡標津町南2条西2丁目1番16号

根釧東部森林管理署 総務グループ（経理担当）

電話：050-3160-6675

メールアドレス：h_konsentobu@maff.go.jp

21. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 落札者は、6. の(3)の資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること（6. の(3)のなお書きの場合を除く。）。

(3) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日除く、9時から17時まで利用することができる。

(4) 障害発生時、電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

【システム操作・接続確認等の問い合わせ先】
農林水産省電子入札センターヘルプデスク
受付時間：9時から16時（12時から13時までを除く。）
電話：048-254-6031
メールアドレス：help@maff-ebic.go.jp

- (5) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (6) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を電子メールにより送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。
- (7) 森林整備保全事業工事標準仕様書、森林整備保全事業施工管理基準については、北海道森林管理局ホームページを参照すること。
- (8) 競争参加資格等で求める「過去〇年以内」、「過去〇年間」の年とは、会計年度（4月1日～3月31日）のことであり、競争参加資格確認資料等において「過去15年以内」、「過去3年間」等とあるものは、それぞれ「過去15年度以内」、「過去3年度の間」等と読み替える。
この場合、「過去15年度」とは、入札公告日の属する年度の前年度を起点として過去15年度の期間をいう。
- (9) 一次下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等
工事の施工のために下請契約を締結する場合、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約（受注者が直接契約締結するものに限る。）の相手方にはできない。
- (10) 入札者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。
- (11) 調査基準価格等を下回った場合、入札書の提出後における事情聴取等に応じないなど調査に協力しないときは、入札心得に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効にするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

別紙

(紙契約方式への変更承諾願 記載例)

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

根釧東部森林管理署長 林 裕之 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者

電子契約システム試行対象案件における紙契約方式への変更承諾願について

貴署発注の金山薫別林道ほか維持修繕工事について、電子契約システムを利用する
の契約手続きができないため、紙契約方式への変更を承諾されたく申請します。

別表

1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書が特定できない場合
	(6)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書、指名通知書等に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

工 事 請 負 契 約 書 (案)

- 1 工 事 名 金山薫別林道ほか維持修繕工事
- 2 工 事 場 所 標津郡標津町ほか
- 3 工 期 契約締結日の翌日から
令和8年11月6日まで
- 4 工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯
- 5 請負代金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 6 契約保証金額 円
- 7 前 金 払 請負代金額の10分の 以内
- 8 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
〔 〕建設工事紛争審査会
- 9 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは(○印)、削除されるものは(×印)である。

適用削除 の 区 分	選 択 事 項	選 択 条 項
	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証	第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
	〔 〕主任技術者 〔 〕監理技術者	第10条第1項第2号
×	支給材料及び貸与品	第15条
	前金払	第35条第1項
	中間前金払	第35条第5項
	部分払 回以内	第38条
×	部分払の対象となる工場製品	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

[注] 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙1を添付する。

- 10 建設発生土の搬出先等 該当なし
- 11 解体工事に要する費用等 該当なし

12 特約事項

- (1) 工事の検査において、契約書に添付した技術提案書（様式5又は様式6）【簡易型は様式5、標準型は様式6】に記載してある内容を満たしていることをすべて確認できない場合は、当該工事の契約内容のうち、その履行に係る部分は、工事完成日以降においても引き続き存続する。
- (2) 提案された内容のうち、その性格から履行されなかった場合に再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害補償等を求めるものとする。また、再度の施工が可能な場合には、再度施工を行うものとする。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページ上に掲載している国有林野事業工事請負契約約款（本工事の公告日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 (住所) 標津郡標津町南2条西2丁目1番16号
分任支出負担行為担当官
(氏名) 根釧東部森林管理署長 林 裕之 印

受注者 (住所)

(氏名) 印

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

1 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 解体工事に要する費用（直接工事費） 円（税抜き）

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

建設資材廃棄物の 種 類	施 設 の 名 称	所 在 地

(注) 建設現場において再資源化する場合については、記載不要。

4 再資源化等に要する費用（直接工事費） 円（税抜き）

(注) 運搬費を含む。

特記仕様書

【週休 2 日の取組】

本工事は、現場閉所による週休 2 日を促進するため、現場閉所による通期の週休 2 日は必須とし、さらに月単位の週休 2 日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事（受注者希望方式）であり、その実施に当たっては次によるものとする。

(1) 受注者は、週休 2 日に取り組む希望がある場合、工事着手前に監督職員と協議し、速やかに協議報告書を取り交わすとともに、施工計画書にその旨を反映させるものとする。週休 2 日を希望しない場合は、施工計画書を提出する前に監督職員に対し週休 2 日に取り組まない旨を通知するものとする。

(2) 週休 2 日の取組における考え方は、次のとおりである。

ア 現場閉所による月単位の週休 2 日とは、対象期間において、月単位の 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

現場閉所による通期の週休 2 日とは、対象期間において、通期の 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 対象期間とは、工事着手から工事完了までの期間をいう。なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月又は 9 月を含む工事では夏季休暇分として 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

ウ 現場閉所とは、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロール、保守点検、コンクリート養生等の現場管理上必要な作業（工程表の進捗が進む作業を除く）を行う場合を除く。

エ 月単位の 4 週 8 休とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が 28.5%（8 日／28 日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休（28.5%）の水準の状態とみなす。

通期の 4 週 8 休とは、対象期間内の現場閉所率が 28.5%（8 日／28 日）の水準の状態をいう。

オ 工事着手とは、森林整備保全事業工事標準仕様書（平成 29 年 3 月 30 日付け 28 林整計第 380 号林野庁長官通知。以下「標準仕様書」という。）第 1 編第 1 章第 1 節 1－1－1－2 (14)に規定する「工事着手」をいう。

カ 工事完了とは、標準仕様書第 1 編第 1 章第 1 節 1－1－1－2 (15)に規定する

「工事完了」をいう。

(3) 本工事では、表 1 に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数（以下「週休 2 日補正係数」という。）のうち、月単位の 4 週 8 休以上を達成した場合の補正係数を、当初から労務単価、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じて積算している。

市場単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数に乗じて算出した設計単価に、表 2 に掲げる当該名称・区分の週休 2 日補正係数に乗じている。

土木工事標準単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数に乗じて算出した設計単価に、表 3 に掲げる当該名称・区分の週休 2 日補正係数に乗じている。

現場閉所の達成状況を確認後、月単位の 4 週 8 休に満たないもの及び工事着手前に現場閉所による月単位の週休 2 日について協議が整わなかったもの（受注者が現場閉所による月単位の週休 2 日の取組を希望しないものを含む。）は、通期の 4 週 8 休以上の補正係数に変更し、請負代金額を変更するものとする。通期の 4 週 8 休に満たないものについては、通期の 4 週 8 休以上の補正係数を除した変更を行うものとする。

ただし、現場閉所の状況が 4 週 8 休に満たない場合又は工事着手前に週休 2 日の取組について協議しなかった場合（受注者が週休 2 日の取組を希望しないものを含む。）は、週休 2 日補正係数による補正を考慮せずに請負代金額を変更する。

表 1

現場閉所の状況	月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休以上
労務単価	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

※ 見積による単価等のうち労務単価、機械経費（賃料）が明らかとなっていないものは、補正の対象としない。

表 2

名 称	区分	月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.04	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.03	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02

	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02

表 3

名 称	区分	月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休以上
区画線工		1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02
構造物取りこわし工	機械	1.03	1.02
	人力	1.04	1.02
橋梁塗装工		1.03	1.01
塗膜除去工		1.04	1.02
道路反射鏡設置工事	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.04	1.04

(4) 週休 2 日の取組状況を確認するため、受注者は、対象期間内に係る毎月分の「休日取得計画（実績）書（別途交付）」を作成し、「休日取得計画書」にあっては当該作業計画月の前月末（初回月分は工事着手日前）までに、「休日取得実績書」にあっては当該作業実施月の翌月初め（最終月分は工事完了後）速やかに監督職員へ提出する。

(5) 森林土木工事における週休 2 日の取組について周知を図るため、受注者は、工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、「週休 2 日促進試行工事」で

ある旨を標示板に掲示する。

- (6) 週休 2 日の取組状況について、他の模範となるような働き方改革に係る取組や現場閉所の達成状況に応じ、林野庁工事成績評定要領（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。なお、現場閉所が 4 週 8 休に満たない場合にマイナス評価は行わない。
- (7) 受注者は、発注者が今後の工事発注の参考とするために取り組むアンケート（別途交付）について記入し、工事完成通知後 14 日以内に発注者へ提出するよう協力するものとする。
- (8) 工事完成後、4 週 8 休以上の現場閉所を達成したことを確認した場合、発注者は「週休 2 日の取組実績証明書」を発行する。

【ウィークリースタンス】

- (1) 本工事（業務）は、ウィークリースタンスの対象である。

実施にあたっては、「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、発注者と受注者が相互に協力し、業務環境の改善等に取り組むものとする。

- (2) ウィークリースタンス実施要領の掲載箇所（北海道森林管理局 HP）

<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/job/contract/keiyakuyakukan.html>

【省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事について】

- (1) 本工事は、工事における省人化を図るため、受注者の希望により省人化建設機械（チルトローテータ）を用いた施工を実施する省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事の対象工事である。

(2) 省人化建設機械（チルトローテータ）を用いた施工を希望する受注者は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員と協議を行い、協議が整った場合に省人化建設機械（チルトローテータ）を用いた工事を行うことができる。

- (3) 省人化建設機械（チルトローテータ）を用いた施工対象の工種は、「森林整備保全事業省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事实施要領等について」（令和 8 年 4 月 16 日付け 8 林整計第 44 号林野庁計画課長通知）の「2. 省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事の対象工種」に定めるものとする。

[森林整備保全事業省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事实施要領](#)

(4) 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む）までに、省人化建設機械（チルトローテータ）を用いて施工を行う工種について発注者と協議を行い、協議が整った場合は設計変更の対象とし、森林整備保全事業省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事積算要領により費用を計上することとする。

森林整備保全事業省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事積算要領

(5) 施工実態調査等を実施する場合は、これに協力すること。

令和8年度

本 工 事 費 内 訳 書
(金額抜き)

工 事 名 : 金山薫別林道ほか維持修繕工事

北海道森林管理局
根釧東部森林管理署

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量		単 価		金 額	摘 要
林道維持・補修・修繕	式	1					費目行
除草工		1					工種行
林道除草工		1					種別行
除草（良好） 車載式	km	128					7号代価表 3頁
直接工事費	式	1					
共通仮設費計	式	1					
共通仮設費（率計上）	式	1					
純工事費	式	1					
現場管理費	式	1					
工事原価	式	1					
一般管理費等	式	1					
一般管理費等計	式	1					
工事価格	式	1					
消費税相当額	式	1					

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量		単 価		金 額	摘 要
請負金額	式	1					

令和8年度

金山薫別林道ほか維持修繕工事

代 価 表 等
(金額抜き)

北海道森林管理局
根釧東部森林管理署

除草（良好）
車載式

代価表
(7号代価表)

1 km当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量		単 価		金 額	摘 要	備 考
普通作業員	人	0	040					
草刈車運転経費 車載式	時間	0	200				14号代価表 4頁	
計								
1 km 当り								

草刈車運転経費
車載式

代価表
(14号代価表)

1 時間 当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量		単 価		金 額	摘 要	備 考
普通作業員	人	0	130					
運転手(一般)(屋外補正対象外)	人	0	160					
軽油 ハートル給油	L	3	400					
草刈機(草刈車) 車載式	時間	1						
計								
1 時間 当り								

経 費 条 件 表

養老牛林道ほか維持修繕工事

補正項目	補正内容	説明
【週休2日補正】	(現場閉所)月単位の週休2日	
【冬 期 補 正】	補正無し	
【通 勤 補 正】	補正無し	
【時 間 制 約】	補正無し	
治山林道(林野庁)／令和7年度(2025年度)		
工種区分	道路維持工事	
現場環境改善(率分)計上区分	計上しない	
現場環境改善(率分)補正	「施工地域・工事場所による補正」で選択	
施工地域・工事場所による補正	補正なし	【共通仮設費率+0%、現場管理費率+0%】
ICT間接費補正	補正なし	【共通仮設費率×1.0、現場管理費率×1.0】
施工時期(冬期)補正	補正なし	
真夏日率(工期期間の真夏日÷工期)	0	
緊急工事補正(施工時期と重複しない)	補正なし	【現場管理費率+0%】
治山・地すべり等工事の条件	該当する条件はなし	【現場管理費率+0%】
工期延長等時点の純工事費	0	
工期延長等日数(日)	0	
工期延長等土木世話役単価(円/日)	0	
前払金支出割合区分	35%を超え40%以下	【一般管理費率×1.00】
契約保証に係る補正	金銭的保証を必要とする場合	【一般管理費率+0.04%】
工事価格丸め	一千円丸め切り捨て	
消費税率	10	
週休2日補正	(現場閉所)月単位の週休2日	【共通仮設費率×1.03、現場管理費率×1.05】
復興係数補正	補正なし	【共通仮設費率×1.0、現場管理費率×1.0】

工 事 内 容 説 明 書

路線 番号	林道名	延長 (m)	施工区間(km地点)			作業 区分	工種	除草
			起点	～	終点		数量 (km)	備考
14	笹の沢	11,209	0.00	～	11.20	良好	22.40	
15	笹の沢第1支線	1,143	0.00	～	1.10	良好	2.20	
16	笹の沢第2支線	1,518	0.00	～	1.50	良好	3.00	
25	金山薫別	14,262	0.00	～	14.30	良好	28.40	※
31	春刈古丹	6,342	0.00	～	3.50	良好	7.00	
35	崎無異	7,938	0.00	～	7.70	良好	15.40	
36	陸志別	13,120	0.00	～	13.10	良好	26.20	
37	植崎	10,545	0.00	～	10.10	良好	20.20	
99	七点沢	1,580	0.00	～	1.60	良好	3.20	
計							128.00	

※作業の必要がない区間分を控除しています。

金山薫別林道ほか 維持修繕工事

※国道路線一覧表

番号	起 点	終 点
244	網走市	根室市
272	釧路市	標津郡標津町
334	目梨郡羅臼町	網走郡美幌町
335	目梨郡羅臼町	標津郡標津町

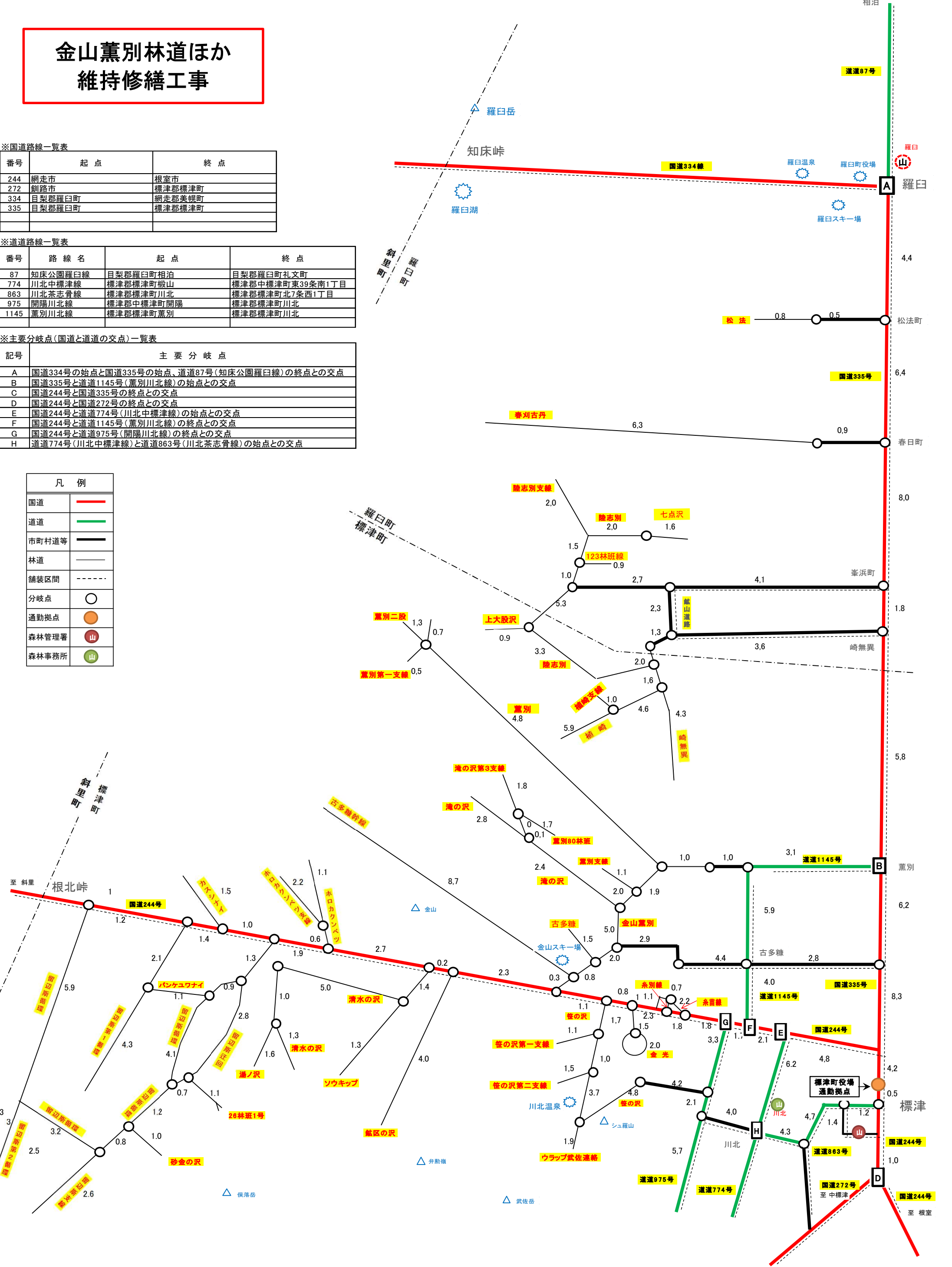
※道道路線一覧表

番号	路 線 名	起 点	終 点
87	知床公園羅臼線	目梨郡羅臼町相泊	目梨郡羅臼町礼文町
774	川北中標津線	標津郡標津町椴山	標津郡中標津町東39条南1丁目
863	川北茶志骨線	標津郡標津町川北	標津郡標津町北7条西1丁目
975	開陽川北線	標津郡中標津町開陽	標津郡標津町川北
1145	薫別川北線	標津郡標津町薫別	標津郡標津町川北

※主要分岐点(国道と道道の交点)一覧表

記号	主 要 分 岐 点
A	国道334号の始点と国道335号の始点、道道87号(知床公園羅臼線)の終点との交点
B	国道335号と道道1145号(薫別川北線)の始点との交点
C	国道244号と国道335号の終点との交点
D	国道244号と国道272号の終点との交点
E	国道244号と道道774号(川北中標津線)の始点との交点
F	国道244号と道道1145号(薫別川北線)の終点との交点
G	国道244号と道道975号(開陽川北線)の終点との交点
H	道道774号(川北中標津線)と道道863号(川北茶志骨線)の始点との交点

凡 例	
国道	—
道道	—
市町村道等	—
林道	—
舗装区間	- - - -
分岐点	○
通勤拠点	●
森林管理署	● 山
森林事務所	● 山



林道工事設計・現場説明書(閲覧用)

工 事 名	林地区分	自動車道区分	車道幅員(m)	施工延長(m)	工事区分
金山薫別林道ほか維持修繕工事	普通林	2種2級	3.0	別添工事内容説明書のとおり	林道維持・修繕
1. 法令等協議・届出について	該当なし				
2. 支給材料及び貸与品について	該当なし				
3. 入林手続きについて	入林届については、北海道森林管理局国有林野管理規程細則第82条1項3に基づき、提出は不要とする。 なお、無人航空機を飛行させる場合は、北海道森林管理局森林整備保全事業工事特別仕様書第12条により、必要な手続を行うこと。				
4. 工事用地等の確保について	仮設建物敷指定 無 注)指定箇所以外及び指定がない場所で国有林を利用したい時は、監督職員へ協議する。 国有林野内の仮設建物敷等の無料利用について、国有林野管理規程第81上第2項に基づき「無料利用請書」の提出は省略とする。 ただし、「無料利用請書」における条項を遵守すること。				
5. 工事支障木の取扱いについて	工事施工中に支障となる立木が発生した場合には、監督職員へ状況を報告すること。				
6. 山火事警防について	当署において定められている「国有林野山火事警防対策要綱」に基づき、万全の体制を講じること。				
7. 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす場合について	落札者(随意契約の場合にあっては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。				

8. 災害補償について	契約約款第30条に基づいて行うが、次のような場合には補償の対象とならない場合がある。 (1) 出来高について 工事の出来形が、施工管理基準に基づいて作成されるべき図書等により記録されないため、被災部分の証明ができない場合。 (2) 機械器具類について 設計で想定している機械器具類より常識的に見て、明らかに過大なものが搬入されて被災した場合。 (3) 仮設工（締切工、廻排水工、水替工等）について 任意仮設については、受注者の責任においていずれの工法を採用しても差し支えないが、設計で想定している工法と比べ、明らかに過小なものが施工されて被災した場合。 (4) 工事資材について 常識的に見て、被災が予想される場所に資材を置いたことにより流失する等被災した場合。
9. 施工方法等の指定について	本工事においては、契約約款第1条第3項により施工方法等の指定をしない。 閲覧時に示された本工事費内訳書の機種・規格、材料の割増し等は、発注者が積算に用いたもので、受注者を拘束するものではない。
10. 資材等単価について	刊行物単価等で使用している建設機械の賃料については、特に記載のない限り長期割引を行った単価である。
11. 直接工事費の項目について	本工事費内訳書のとおり。
12. 共通仮設費 積上げ項目について	本工事費内訳書のとおり。

13. 余裕期間の設定について	①本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和8年9月11日までの余裕期間を見込んでおり、余裕期間内の技術者配置は要しないものとする。 また、受注者が余裕期間を活用した場合の入札・契約にあたって提出する工事工程表には、余裕期間、工事着手日を記入して提出するものとし、余裕期間内に施工体制等の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手出来るものとする。 なお、協議の際には、施工計画書の変更にに基づき、工事工程表に工事着手日を記入し提出するとともに、併せて配置技術者を届出るものとする。②余裕期間を活用しない場合は、この限りではない。		
14. 排出ガス対策型建設機械の使用について	①本工事積算における建設機械の排出ガス対策型の基準値について「森林整備保全事業標準歩掛」及び「北海道森林管理局森林整備保全事業設計積算要領(林道事業)」のとおりであるが、排出ガス対策型(第1次基準値)規格の建設機械について契約後借上げ等が困難な場合は、監督職員と協議により第2次基準値に設計変更出来るものとする。		
15. 女性技術者、女性技能者の現場環境づくりに係る経費について	該当なし		
16. その他特記事項	・本工事は、工事における省人化を図るため、受注者の希望により省人化建設機械(チルトローテータ)を用いた施工を実施する省人化建設機械(チルトローテータ)試行工事の対象工事であり詳細については特記仕様書による。		
17. 積算に用いた設計条件			
① 通勤拠点から現場までの距離	該当なし	⑦ 建設機械等損料	令和6年度(豪雪地域補正:北海道)
② 路盤材の設計単価	該当無し	⑧ 労務単価	令和8年3月
③ かご類詰石の設計単価	該当無し	⑨ 施工パッケージ標準単価の基準年月	令和6年4月
④ 生コンクリートの設計単価	該当無し	⑩ 刊行物単価(四半期)の採用月	令和8年2月
生コンクリートの設計単価の採用月	該当無し	⑪ 刊行物単価(四半期)以外の刊行物単価の採用月	令和8年6月
⑤ 支障木の伐倒処理費	該当無し	⑫ 共通仮設費(率対象外経費)	対象無し
⑥ 工期の設定	80日	⑬ 現場管理費(率対象外経費)	対象無し
うち冬期日数	0日	⑭ 一般管理費(率対象外経費)	対象無し

その他留意事項

金山薫別林道ほか維持修繕工事に係る入札公告等については、北海道森林管理局のホームページ及び根釧東部森林管理署の入札公告掲示板のとおりですが、その他の資料については、下記の場所にて閲覧願います。

記

(1) 根釧東部森林管理署

① 治山林道必携 積算・施工編（上巻・下巻）